

## 会 議 録

名 称	市川市子ども・子育て会議（平成26年度第3回）	
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第8条の項号を記載する	1) 諮問 『子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について』 2) 副市長の挨拶 3) 諮問事項の説明について 4) 子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」の設定について 5) 子ども・子育て支援事業計画における「進行管理事業」について 6) その他	
開催日時場所	平成26年7月14日（月）午後2時00分～4時20分 市川市役所本庁 3階 第4委員会室	
出席者	委員	高尾委員、橋本委員、幸前委員、川副委員、吉原委員、村上委員、荻野委員、緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員
	事務局 (所管課)	こども部 子育て支援課
	関係部・課等	保育課、保育施設課、保育計画推進課、発達支援課、保健センター健康支援課、教育総務部、教育政策課、就学支援課、青少年育成課
傍聴区分	◎（2人） ・ 不可	
会議の概要	※別紙参照	
配布資料	<事務局資料> ・ 諮問書（写） ・ 資料1 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について ・ 資料2 子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」の設定について ・ 資料3 子ども・子育て支援事業計画における「進行管理事業」について ・ 資料3-1 施策の方向ポイント文章案（施策の方向7）	

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成26年度第3回）（詳細）

1、開催日時：平成26年7月14日（月）午後2時00分～4時20分

2、場 所：市川市役所本庁 3階 第4委員会室

3、出席者：

（委員）高尾委員、橋本委員、幸前委員、川副委員、吉原委員、村上委員、荻野委員、  
緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員

（市川市）吉光こども部長、大野こども部次長、子育て支援課（小松課長）、保育課（山  
元課長、大野副参事）、保育施設課（市来課長）、保育計画推進課（小泉課  
長）、発達支援課（行木課長）、保健センター健康支援課（五十嵐主幹）、  
津吹教育総務部長、石沢教育総務部次長、教育政策課（永田課長）、就学支  
援課（谷内課長）、青少年育成課（小畔課長）

4、議 題：

1) 諮問

『子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について』

2) 副市長の挨拶

3) 諮問事項の説明について

4) 子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」の設定について

5) 子ども・子育て支援事業計画における「進行管理事業」について

6) その他

5、配布資料：

<事務局資料>

・諮問書（写）

・資料1 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について

・資料2 子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」の設定について

・資料3 子ども・子育て支援事業計画における「進行管理事業」について

・資料3-1 施策の方向ポイント文章案（施策の方向7）

【午後 2 時 00 分から開始】

高尾会長： それではただ今より、平成 26 年度第 3 回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど、事務局から連絡がありましたが、本日は 4 名の委員が欠席です。委員の半数以上が出席しておりますため、本日の会議は成立いたします。

次に、本日の会議の公開に関しまして、皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開とすることとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開したいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは傍聴人の方がいらっしゃいましたら、どうぞ中にお入り下さい。

高尾会長： それでは次第 1、「子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について」諮問を行います。事務局、お願いいたします。

子育て支援課長： 本来は、市長より諮問させて頂くものではございますが、別の公務により、本日は佐藤副市長より諮問させて頂きます。諮問を頂いたあと、副市長よりご挨拶を頂きます。それではお願いします。

佐藤副市長： (諮問)

市川市子ども・子育て会議条例第 2 条にもとづき、下記の事項について貴会議に諮問いたします。

「子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について」

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤副市長： (佐藤副市長 挨拶)

高尾会長： それではただ今、当会議に諮問がなされました。当会議といたしましては、十分審議し検討いたしまして、市川市のためにお役に立ちたいと考えております。委員のみなさんよろしくお願いいたします。

子育て支援課長： 申し訳ございませんが、副市長はこの後別の公務がございますので、

ここで退席させていただきます。

高尾会長： それでは諮問の内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

こども部長： （資料1「子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について」にもとづき説明）

高尾会長： ただ今事務局より説明がありました件につきまして、ご質問がありましたらお願いしたいと思いますが、吉原委員さん、いかがですか。

吉原委員： 吉原です。ここに示されました利用料に関しては、まだ正式ではないというお話だったのですが、現行を見てこれが妥当な線かなど、何とも言いようがないのですが、ちょっと確認ですけれども、一応これは私立の幼稚園の保育料ということになりまして、公立の幼稚園の保育料というのは、どのような形になるのでしょうか。

高尾会長： それでは事務局のほうからお願いいたします。

教育政策課長： 教育政策課長でございます。公立幼稚園の保育料につきましては、これまで「幼児教育振興審議会」のほうでご議論頂いていたという経緯がございます。本日子ども・子育て会議のほうにこども部からこういった諮問がなされたということにつきまして、次回7月22日を開催の予定にしておりますが、その審議会でご報告をまずさせて頂くと。そういった中で、すでに保育料につきましては平成24年に同審議会から「引き上げ」ということで諮問を頂戴しておりますので、それと合わせまして再度ご審議を頂く予定でございます。以上でございます。

高尾会長： それではどうぞ、吉原委員さん。

吉原委員： そうしますと、この現行の私立の水準と公立の幼稚園の保育料の水準が同じというふうに考えてよろしいのでしょうか。それとも差があるということなのでしょうか。

高尾会長： それでは、事務局のほうで。

教育政策課長： 教育政策課長でございます。同じ水準となるか否かというのは、これからご審議を頂いた結果を踏まえまして、最終的に決定をさせて頂くという形になると思います。先ほど触れさせて頂きました、平成24年に頂

戴した答申では、公立幼稚園と私立幼稚園の格差は是正する方向で取り組むようにという形でご意見を頂いております。以上でございます。

高尾会長： よろしいですか、吉原委員さん。

吉原委員： はい、わかりました。そうすると確認ですが、幼審のほうでそのようなことが決まって、この子ども会議のほうにはまた諮問というような形になるのか、それとも公立の幼稚園はこの会議の場によってこないのでしょうか。そこら辺の意思決定のプロセスがあまりはつきりよくわかっていないので、公立の幼稚園の保育料の決まるプロセスを具体的に教えて頂きたい。幼審で決まったら決まりなのか、幼審で決まった額が子ども会議にもう一度提示されるのか、というところだけで結構ですので、はつきりさせて頂ければと思うのですが。

高尾会長： では事務局のほうで。

教育政策課長： 教育政策課長でございます。決定のプロセスにつきましては、正直に申し上げますと今後若干の調整が必要だろうと考えております。ただ、今回私立幼稚園の保育料につきまして、国のほうで確定した数字が出る前に諮問させて頂いた背景というのが、10月に私立幼稚園様は募集をかけていくということで、ある程度保育料についてはお知らせをしていく必要があるというのが一つの理由だと思います。一方で公立幼稚園につきましても11月くらいには、1カ月遅れですが募集をかけていきますので、その時点ではある程度の情報提供が必要になると思いますので、決定するまでのプロセスにあまり多くの時間をかけるという余裕がございませんので、今のところ私どものほうは、これまでの経緯を踏まえまして、幼児教育振興審議会での審議をもって教育委員会のほうで方向性を決めさせて頂きたいと、そのように考えております。以上でございます。

高尾会長： そういうことですが、吉原委員さん。

吉原委員： はい。これは一つ確認ですけれども、今回の子ども・子育て会議の中で、全ての子ども達に同じような形の幸せというのが大きな軸ということになります。公私格差是正ということが長年の懸案で、私立幼稚園と公立幼稚園の中で残っておりました。保育料についてはこういうような具体的な国の基準がありますので、市単独の補助が、要するに差額が出てそれを補てんするというようなある一定の方々だけの特典を保障するようなことのないように、私立幼稚園に行っても公立の幼稚園に行っても、納める現行の保育料に関しては同じというのが今回の子ども・子育て会議の趣旨だと思いますので、そういうところを十分お含み頂きまして決めて頂けれ

ば大変ありがたいなと思っております。ぶしつけな質問をして申し訳ございませんでした。

高尾会長： それでは公立幼稚園の話とは別に、私立幼稚園のところで保育料の考え方についてはこれでよろしいでしょうかということですが、他にご意見がありましたらお願いいたします。

吉原委員： 私立幼稚園の保育料に関してはこれで構わないのですが、実はあと、上乗せ徴収に関して、現行実は保育料等の差があります。具体的に申し上げますと、例えば入園料のほうは平均で7万7千円のところが、3万円から15万円ということで差が提示されておりますけれども、この範囲内の中でどうしても各園でのそれぞれの考え方において、上乗せ徴収が必要になる部分も出てきた。その具体的な項目に関しては、入園料という名目ではなくてきちとした名目が必要になると思っておりますが、保育料に関してはこれで分かっているのですけれども、今後この上乗せ徴収等に関しての何か具体的な形というのは示されるのでしょうか。

高尾会長： それでは事務局のほうで。

保育課長： 保育課長でございます。今の上乗せ徴収ということでございますけれども、前回の条例の中にもありますが、保護者に対して事前に説明して、書面で同意を得ることが必要だと書いてあります。限度額等々含めまして、今国のほうでまだ検討しているところでございます。そういった点につきましてはまだ出ておりませんので、それを踏まえた形で検討していきたいと思っております。以上でございます。

高尾会長： よろしいですか。はい、それでは他に意見がありましたらお願いいたします。幸前委員さん、どうですか。

幸前委員： 幸前です。幼稚園の保育料となるとなかなか問題が難しく、一保護者の立場ではなかなかコメントしにくいと思っておりますけれども、今2ページの、市川市の幼稚園の現状のところを見せて頂いて、入園料が3万から15万、入園料のほうは上乗せ徴収の話も吉原委員からあったのでわかりますが、保育料のほうも年間21万から38万4000円ということで、今まで38万4000円クラスの幼稚園さんが、一律保護者の負担が2万5700円という月額保育料になった場合、実際問題幼稚園をして成り立つのかなという、素人のクエスチョンですけれども。その他の諸経費、給食費、教材費とは別に徴収できるのだったらやっつけていけるのかなとか。私立というところで、今までの経緯があったり園独自の良さというのがあるので、なかなかそれも収入が少なくなるとそこが維持できなくなったりしないのかな、という

感想があります。

高尾会長：他にありませんでしょうか。

橋本委員：質問ですけれども。

高尾会長：はい。どうぞ、橋本委員さん。

橋本委員：民生委員・主任児童委員の橋本です。質問なのですが、2ページの3番、市川市の幼稚園の現状（1）の入園料についてですが、月額にした金額が出ていますけれども、私も子ども2人を私学の幼稚園に通わせましたが、入園料あるいは入学料というのは、一括で支払いをするものであって、月払いにしたという例も聞いたことがありませんし、途中で、退園・転園した場合にもその月に応じて返金されたという話も聞いたことがないのですが、ここでわざわざ月額を計算して出しているというのは、ただ補助金を計算するにあたって出したということなののでしょうか。お聞きいたします。

高尾会長：それでは事務局のほうで。

保育課長：保育課長です。今回の利用料の負担につきましては、入園料と月々の保育料を含めた形でそこに徴収額を入れなさいとなっております。ですので、私立幼稚園については3年保育ですから、月々にしますと3年間の月割りにしたと、それを合算しております。以上でございます。

高尾会長：よろしいでしょうか。はい、橋本委員さん。

橋本委員：私立幼稚園は、私が子どもを通わせていたときは、2年保育もあり3年保育もありだったのですが、現状は3年保育のみなののでしょうか。

高尾会長：事務局のほうで、いいですか。これは国のほうでこういう出し方をしなさいということで入れている訳ですよね。それから私立幼稚園の場合には2年保育もあるのですかという話です。3年間だけではなくて。

保育課長：今は3年保育、私立幼稚園のほうでは2年保育がなくて。ただ希望によってはあります。制度的には3年という括りですから、基本3年間の月ベースとしたと。あと保護者の方は当然2年保育に入れることも、1年保育はないのでしょうか、希望はあると思いますけれども、基本は受け皿としては3年保育というのが定着しているということでございます。

橋本委員： はい。では基本としては、私立は3年保育ということですね、現状は。私が子どもを育てていたときは2年保育が通常で3年保育は特例だったのですけれども、現在は逆転しているということですね。そう考えてよろしいですね。

保育課長： 保育課長です。以前は、公立は今2年保育ですけれども、通常1年から2年になって、今は3年が主流になっておりますので、ほとんどの園が3年保育を実施しているというように理解しております。

高尾会長： はい、吉原委員さん、その辺りは。

吉原委員： 私が説明していいかわかりませんが、通常私立幼稚園は、今のところ3年が主流でございます。それはなぜかと言いますと、子ども達の人数が減ったので、2年保育に空きが出たので、お母さん達の要望も早めからということで3年が主流です。ただし空きがある場合は、2年保育から空きのあるところに充当するという形をとっておりますので、公立幼稚園さんの2年保育とは若干意味合いが違いまして、公立の幼稚園さんは、市のほうで教育期間を2年と定めておりますけれども、私立の場合、教育期間は原則的に3年間でやると決められているので、市来課長からご説明があった通り、定員に空きがあったりとかした場合には、2年保育でみなさんとする。ただ現実問題として2年保育で私立幼稚園に入園される方というのは今ほとんどいなくなっているのが現状で、家庭のそれぞれの事情があるからわかりませんが、例えば1クラス入るといってはいなくなっております。

高尾会長： はい、他にご意見。はい、佐藤委員さん。

佐藤委員： 佐藤です。吉原委員がおっしゃったように、公立と私立の平等というところで、現在市川市内に公立幼稚園は8園ですか、閉園予定や休園予定などもあるようで、今後6園くらいになってしまいますかね。子どもを通せる主婦としては、幼稚園を選ぶ時に、公立の幼稚園を選びたいという希望があってもやはり近くにない、基本幼稚園というのは近い所に通わせるというのがあると思うので、公立の園の保育の良さとか私立の園の良さとか色々な面で選ぶと思いますけれども、選ぶことができないという地域の方も多と思うので、保育料の面でもかなり差があったりとか、生活面で色々通わせる側としては苦勞しながら通わせていたりするので、公立・私立そういった面で平等になっていくといいなと思います。以上です。

高尾会長： はい、他にご意見ありませんでしょうか。はい、山下委員さん。

山下委員： 山下です。私が感じたことですが、私はこれから2歳の娘を幼

稚園に入れる予定なので、金額について、どのように知らせていくのかというところが気になります。例えば私が興味のある幼稚園のホームページを見ると、「市から助成が3万5000円出ます」と小さい字で書いてあるのをよく見るのですが、私学助成のままの幼稚園と、施設型給付に移った幼稚園と、保護者から見てこの幼稚園は違う、ここはAだ、ここはBだという判断はどのようにすればよろしいのか。保護者としてはどこで情報を得ればいいのかという、保護者への伝え方のようなところが気になりました。

高尾会長： 今の山下委員さんの意見に対して、行政でお願いします。

保育課長： 保育課長です。基本的にはこの利用金額を決めたのも入園前ですから、各幼稚園のほうでまずは入園案内等で周知をして頂くような形にして頂きたいと思います。そして一覧にして、ここが施設型なのか今まで通り幼稚園なのかという広報については、これからまた周知が必要だと思いますので、検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

高尾会長： はい、吉原委員。

吉原委員： 吉原です。今のお話を伺っておりまして、私ども私立幼稚園がその辺をきちんと周知徹底しなければいけないと思います。それからあともう一つ、今までの慣例とは違うところで申し上げると、実はこの保育料の改定が市民税の所得割額が決まったところ、ですから現行で申しげると6月の時に、保育料が変わる可能性がある。4月に入園しても、例えば6100円でもし入園したとしても、6月の段階で収入が増えたからということで1万3200円になる可能性がありますので、その辺のところは今までの現行、4月に入園して、例えば1万円、それで年度が終わるまで、3月まで1万円といていたのが根本的に変わって参りますので、施設型給付に移った園さんは、役所の保育課のほうとご相談しながら周知徹底しないと、おそらく混乱をするだろうなと思っております。今のお話をお伺いしながら、これは幼稚園単独ではなかなかできないので、行政とも色々と連携しながらやっていかなければいけない、新しい問題だと思います。

高尾会長： ということですが、いかがですか。他にご意見は。はい、幸前委員さん。

幸前委員： 幸前です。吉原委員さんのお話を聞きながらふと思ったのですけれども、保育料の徴収というのは、今だと例えば一定の金額を払って、私の高校生の息子も私立の学校に行っているのです、6月の課税を出して、その後判定されると後から返金なりなんなりで戻ってくるのですけれども、これ

はもう、例えば4月段階で入る時に、あなたは6200円ですよと6200円だけで、6月になってもし万が一上がった次は1万3200円が引き落とされる、その金額で引き落とされるような形なのか、その辺の仕組みがちょっとわからないのと、先ほどの橋本委員さんのお話を聞いて、入園料を月額で割ったりしているのですけれども、施設型給付になると入園料というのは徴収しなくなるのですか。

高尾会長： そうすると、問題は施設型給付に移行するか、私学助成のままで残るか、それはいつ頃までが最終になりますか。

保育課長： 保育課長です。今、私立幼稚園32園ありますけれども、意向調査のアンケートを取っております。今のところ28園から返ってきておりまして、移行することを検討したいというところが2園あります。あとのところは27年度については幼稚園のままという回答です。最終的には9月にもう一度最終の意向調査を行う予定です。以上です。

高尾会長： それと今、幸前委員さんから意見がありましたように、6月になると所得がはっきりする訳で、それは最初の4月に収めた、例えば6500円が6月になって確定して、1万いくらになっていくというような時に、どのように行政のほうでは考えられていますかという質問ですが。

保育課長： 保育課長です。今のところ国のほうが6月に課税がわかりますので、年度の途中にはなると思うのですが、7月になるか8月になるか、それをいつにするかというのはまだ決定されていません。国の方針が出た段階で、先ほど委員さんがおっしゃった通り十分な周知の検討が必要だと思いますけれども、年度の途中の切り替えという形で保育料が変わるという形になると思います。

高尾会長： はい。

荻野委員： 公立保育園の保護者代表で来ております荻野です。保育園の保育料というのは、4月に確か1年分の保育料を払うものが確か、1年分きていると思います。なので、1年間変わらず6月になっても4月になっても変わらず1年間通して払い続けている状態です。そのようにはできないのかなと思いました。

高尾会長： それでは、はい。

保育課長： 保育課長です。幼稚園もそうなのですが、今度保育園のほうも市民税所得割額で、今までの所得ではなくて、市民税の所得割額になりますから、

同じように6月に課税することによって保育料が変わるといような、同じシステムになります。以上です。

高尾会長： 変わるといことよろしいですか。はい、他に。吉原委員。

吉原委員： 今のようなことの混乱は必ず起きると、私どもも思っていましたので、今の保育園さんのほうのお話は、もっとも当然なことだと思のですが、保育園の保育料の階層区分をおそらくもう少し細かく設定されると思いますが、2号認定と3号認定の保育料は、いつ頃どういう形で具体的に出るのでしょうか。もう出て決まっているのですか。

高尾会長： それでは事務局の方でお願いいたします。

保育課長： 保育課長です。今日は幼稚園の部分ですけれども、当然保育園の保育料もこちらのほうにご審議頂くようになりますけれども、階層分については今まである形をそのまま市民税所得割額に移行するという形をとりたいと思っておりますので、ほとんど保育料についての保護者負担は今までと変わらないような形で定めていきたいと思っております。

高尾会長： 吉原委員さん、それでよろしいですか。

吉原委員： はいわかりました。かなりこの辺のところは幼稚園の園児の御父兄もそうですけれども、保育園の御父兄に関しても制度そのものが根本的に違うので、我々はよくわかっているけれども一般の方は今のようにおわかりにならないこともあるので、やはり行政のほうがその辺のところの周知徹底と説明をぜひ細かくやって頂ければというのが我々の希望で、おそらく1~2年、制度が理解されるまでに時間がかかると思うので、その辺のところを細かく丁寧にご説明頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

高尾会長： 行政のほうの説明もそうだけれども、園側の説明もやっぱり必要ですよ。保護者に対して説明を徹底させていかないと、途中で保育料が値上げになると、大変な問題を引き起こしていくということになると思います。早い段階でそういうことがあり得るということを周知徹底させることが重要だと思います。

他にご意見がございましたら、はい、緑川委員さん。

緑川委員： 緑川です。ちょっと質問なのですが、今、私立さんの幼稚園のお話ですけれども、公立幼稚園代表で来ていますが、先ほどニーズの話があったのですけれども、私立は3年保育を主になさっていて、私立幼稚園を選んだ方に

聞くと、やはり3年保育がよかったと、2年だとあと1年待ってられないという方がとても多く、そう考えると早い私立に通わせるという方が結構多いです。公立幼稚園と私立というのは、もちろん私立は私立でその特徴というか教育面とか色々あると思うのですけれども、公立幼稚園がどんどん少なくなっていく中で、さみしい思いもあるのですけれども、ニーズに応えるという形で、例えば3年保育になるとか、もっと公立幼稚園を普及させるための何かはあったりするのでしょうか。それはないのですか。

高尾会長： それでは事務局のほうでお願いします。

教育政策課長： 教育政策課長でございます。公立幼稚園につきまして、3年保育等の開始、その他の園児のサービスを上げるかというご質問かと思いますが、まず本市の公立幼稚園の目的というのは、いわゆる幼児教育の機会を担保するというものが第一でございます。と申しますのは、市川市の人口が急激に伸びていた当時、私立幼稚園さんのほうで全て受け入れができないという状況で、そういったお子さんに対して幼児教育の機会を提供すると、言い換えれば、私立幼稚園さんのほうで手が回らない部分について補っていくという形で公立幼稚園を設置しております。従いまして、今立っている場所も比較的私立幼稚園さんがいないような、そういったエリアに立地しているかと思えます。そういった中で、今は私立幼稚園さんのほうで定員のにも余裕がございますので、そういったことを踏まえまして、お子さんが幼児教育の機会を得るということについては十分需要に対して満たされているというふうに考えておりますので、現在のところ具体的に2年保育を開始するとかそういった予定はございません。以上でございます。

高尾会長： よろしいですか。他にご意見ありましたらお願いいたします。  
川副先生、よろしいですか。

川副委員： 基本的には市の利用者負担は賛成です。それでこの表の書き方が、どうも非常に見づらいというか、3ページです。最終的に市の案という、月額保育料が書いてございます。これが最終案だと思います。その前に国基準と書いてあるのと、現行の幼稚園利用者負担の補助限度額と書いてあるのが、これがなんとなくわかりづらい表になっているなと思えます。いわば就園奨励費の補助制度を水準とすることなので、現行はこういう補助があって、その下の段に、新制度での国基準は、利用者負担額はこうなって、それに対して市が補助額を出しているというところが抜けているので、ちょっとわかりづらいなど。最終的に市の案の形だというふうには私は一生懸命理解しようと思ってこの表を見ていましたが、わかりづらいと思ったのは私だけでしょうか。他の委員の方々はどうだったのかと思って、ご意見を聞きたいと思えます。

高尾会長： それでは表の書き方というか、示し方がわかりづらいという意見ですが、佐藤委員さん、どうですか。

佐藤委員： 佐藤です。私もにらめっこをして、子どもを2人とも私立に通わせてお世話になったのですけれども、補助金について実際色々形が変わって、就園奨励費補助金だけを頂いていたり、別々に頂いていたり、色々なものに組み込まれてしまうと、それはそれでまたわからなくなったりと、補助金をもらう時期はいつもみんな混乱している様子がありました。もうちょっとわかりやすいものがあるといいかなとは思いますが。主婦はみんな、うちはいくらか、どうかな、という感じで、実際にいくらですと言われるまで自分はいくらなのかわからない方が多いですね。以上です。

高尾会長： 荻野委員さん、どうですか。表はわかりづらい。

荻野委員： 荻野です。そうですね、矢印のところに「本市では月額2900円を負担し」という一言があるだけでも少し違うのかなと。上には書いてあるのですが、表を見ながら上を見るという器用なことは、私自身は難しいです。

高尾会長： 緑川委員さん、どうですか。

緑川委員： 私もこれはにらめっこで見ていたのですけれども、実際私立の幼稚園は、一番上の娘が通っていた時で、あまりにも私が若かったので、料金については深く考えていませんでしたが、下の2人は公立幼稚園で、公立幼稚園は単純な計算だったのであまり考えたことがなかったです。

高尾会長： 山下委員さん、どうですか。

山下委員： 山下です。私も自分の手書きで計算して、この金額かというような計算をしたので、手書きで計算するところをきちんと提示してわかりやすくしたほうがいいかなと思います。以上です。

高尾会長： 他によろしいですか。では、吉原委員さん。

吉原委員： ちょっとお伺いしたいのですけれども、前に送られて参りました資料の1のところで、教育の標準時間のところの数字で、就園奨励費の部分の単価が載っていなかった、国基準の階層があって、階層から国の保育料の施設があって、そこで市単独の3万5000円を月額に割ったものを引くよという表がその後あり、大変わかりやすかったのですけれども。これはなぜ最初に送られてきた資料と今日頂いた資料の中で違っているのでしょ

うか。資料の 1、7 月 14 日付けこども部保育課から、これは月額イメージということになってはいますけれども。私のところに届いているので、みなさんのところにも、2 回か 3 回に分かれて資料を送ってきましてけど、これは入っていますよね。日付でいうと 7 月 14 日付けです。その 2 ページ目が今日提出された資料と一緒にあります。1 ページ目のイメージという表現になっていますけれども、大変わかりやすいというか、正直申し上げて、就園奨励費というのは難しい制度ですので、その単価の年額があって月額があって、どうしてこういうものが入ってきたのかなと思って。きちんと説明するという目的で入ってきたということは十分理解はできるのですけれども、一般の人にとってみると、自分の所得割額の階層はどこだ、それに応じた現行の国の定めた基準はいくらかと、それに対して単独の市の 3 万 5000 円を月額で割った額をマイナスすると収める額の利用者負担はこれですよというだけでいいのではないかとずっと思っていたのです。その資料が今日突然消えましたので、これが出るのは確かに負担の補助限度額、これはどういう目的で載っているのかということがわからなかったのですが。

高尾会長： それでは事務局のほうで。

保育課長： 保育課長です。申し訳ありません。3 枚目にあります資料の左側のほうは、就園奨励費補助金の制度とはこういうものですよという、補助はこうやりますよというものを載せておいて、逆に国基準で負担額が載ってきている、市単を載せてもわからなくなってきましたので、保護者負担の、一つの目を見た流れがやはりわかりやすかったと思います。今後またこういう周知の期間がありますので、十分検討させて頂きまして、わかりやすい資料を提供していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

高尾会長： 表の提示の仕方ですよ、よろしく願いいたします。それで額については特に異論はないと考えてよろしいですか。吉原委員さん、よろしいですか。

吉原委員： はい、冒頭に申し上げた通り、私は現行の通りでよろしいのではないかと考えています。

高尾会長： 幸前委員さん、よろしいですか。

幸前委員： 大丈夫です。

高尾会長： 高くなる訳ではないから、いいかなという感じはしますけれどもね。他の委員さん、よろしいですか。

それでは表示の仕方は別にしまして、額については特に異論はないと理解させていただきます。

それではこれにて諮問についての審議を終わりにして、次に行きたいと思います。次第 4 でございます。「子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」の設定について」です。事務局より説明をお願いいたします。

子育て支援課長：(資料 2「子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」の設定について」にもとづき説明)

高尾会長：ただ今事務局より説明がありました件について、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがですか。幸前委員さん、何かありませんでしょうか。

幸前委員：幸前です。今日一部差し替えで資料 2 が入りました、2 ページと 3 ページを見ていたのですが、実際先に出た資料より、確保方策のほうの特定教育・保育施設の人数が少し減って、特定地域型保育事業のほうが増えた形に修正されていますが、実際問題、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育というのは、増えていく見込みというのはどのくらいあるのかなど。見込みがあるからこちらを増やしたのか、認定こども園、保育所のほうが受け入れないから必然的にこちらが増えてしまったのかどちらかという質問が一つです。

あと 2 号認定、1 号認定というところがよくわからないというのが本音です。何をしゃべっているのかよくわからないという部分と、もう一点、幼稚園類似施設というのは数値に入れるということで、現在類似施設になっている幼稚園類似施設というのは、普通の幼稚園と同じ扱いを受けているのか、市からの同じような補助なりなんなり下りているのか、扱いは幼稚園と違うのに、人数だけここは似ているから入れてしまおうというのはどうなのかと思ったのが一つです。

それから病児・病後児保育の事業のところですけども、市川市は病児保育をやっていたのでしょうか。病児・病後児保育ということは 27 年度から病児も受け入れると考えていいのかなというところが疑問に思ったところです。

最後の利用者支援事業のところですけども、前回もずいぶん利用者支援はこれでいいのかと言わせて頂いて、2 箇所というのは、5 年間も 2 箇所から増やさないような勢いだったのですけれども、実際年間延利用者数、27 年度 1500 人ということで、2 箇所ということは 2 で割ったら 1 箇所 750 人ということで、750 人をだいたい年間の営業日数 365 日のうち休みを入れたら 250 日くらいかなと思うと、1 日 3 名ということでは

ね。担当は確か2人いる、2人座っていて3名だということは、本当にこれで必要としている利用者に支援できているのだろうか。もう少しその前の10番、乳児全戸訪問が年間3169人と、毎年3169人、3000人弱の赤ちゃんが生まれているのだったら、だいたい幼稚園に入ろうか保育園に行こうかという年度ごとで3000人くらいの方が色々悩んでいるのではないかなと思うと、この数字で本当にいいのかと。市内2箇所だから、せいぜい3人が来たらちょうどいいやというところでこの数字が出てくるのかなと。あと、出張子育てナビ事業もずっと450人、これは何かイベント的にぽっと行って定員が1箇所何名だから何回やって450人、本当にこれで出張した意味があるのか、実績ができるのかというところが疑問に思いました。

高尾会長：大きく分けて5点くらいありましたかね。事務局のほうでわかる範囲でお願いいたします。

保育計画推進課長：保育計画推進課長です。地域型のほうが実際に増えていく見込みはあるのか、どういうふうな形で見積もったのかというご質問だったかと思えます。私ども保育計画推進課のほうで担当させて頂く地域型の中でも、小規模保育事業についてちょっと申し上げますと、当然全て認可の保育所で新たに整備して、あるいは賃貸借物件を整備するという形ではなかなか難しい。その中で条例をご審議頂きましたが、来年4月から小規模保育事業というものは制度的に実施できることとなります。その中で事業者の皆様意向調査というものもかけさせて頂きながら全て判断したうえで、この数字は入れていくべきものとは考えておりますが、できるだけ行政のほうでも見込み量に対してどれだけ確保できるのかという想定をしております。

まず、認可外保育施設というのは市内にはございますが、そこから移行してくる小規模保育事業施設、あるいは私立幼稚園さんの中で設置して頂ける可能性のある小規模保育事業の施設、こういったものも想定に入れております。認可外保育施設から移行する小規模保育事業は、連携施設が必要となり、その連携施設を選定できる可能性は既存施設の中からは非常に低いと考えられます。私どもとしてはこの条件をクリアするために、認可外保育施設のうちの一部を認可保育所に移行させる、あるいは認可外保育施設から移行する小規模保育事業の実施施設の連携施設として、今申し上げた一部を移行する、認可保育所に移行する一部を活用したいと、そういったものも想定して仮定を設けております。

また小規模保育事業に移行しやすい状況にある認可外の保育施設の数というものが、だいたい保育室が50平米から100平米、かつ調理室が10平米以下の施設ということで、市内に14箇所程度ございます。また認可保育所に移行しやすい状況にある認可外保育施設の数として、保育室が100平米を超えていて、かつ調理室が10平米越えの施設が6箇所ほどご

ざいます。先ほど申し上げた 14 箇所のうち、ただ今申し上げました 6 箇所が、同じ地区内に存在していない施設の数を抽出しますと 4 施設、その 4 箇所につきましては、定員の少ない認可保育所に移行するのではないかと仮定しますと、残る 10 箇所が小規模保育事業の実施施設に移行する可能性があると考えられまして、その辺を含めて私どもでは計画の中での 5 年間の数字で 9 箇所程度が移行するのではないかと、あくまでも仮定ですけれども想定しております。

当然意向調査結果によってまた若干修正はしていかなければならないという中でのお話として、承って頂きたいと思います。

また、私立幼稚園さんのほうで設置する可能性のある小規模保育事業の実施施設としましては、平成 26 年 5 月現在の入園率 75%以下の私立の幼稚園さんが 16 箇所、同じく 5 月現在空き教室がある私立幼稚園さんは 14 箇所、それから 26 年 5 月現在で預かり保育を実施している私立幼稚園さん 8 施設のうち、先に申し上げました 16 箇所、入園率が 75%以下の 16 箇所、空き教室のある 14 箇所の幼稚園さん、いずれにも当てはまらない私立幼稚園の数が 7 箇所ございます。このうち入園率 75%以下の私立幼稚園さんと、預かり保育を実施している私立幼稚園さんの合計が 23 箇所、それから空き教室のある私立幼稚園さんの数が 14 箇所と、預かり保育を実施している私立幼稚園 8 施設、合計 22 箇所、これらを勘案しまして、施設の構造ですとか施設面積等の事情から、調理室を設置できない幼稚園さんもありますので、ここに含まれない私立幼稚園さんが小規模保育事業を実施するという事も考えられることを考慮しまして、これらの数値を参考に、5 年間の中で 20 箇所が設置されるのではないかとこの数字を仮定して、あくまでも仮置きですけれども想定してこの数字を入れさせて頂いております。

高尾会長： はい、それでは次、事務局のほうで。

保育施設課長： 今回の地域型保育ではなくて家庭保育と居宅のほうですね、これについて考え方をお伝えしたいと思います。今、家庭保育員は 17 名、市内におります。毎年保育員さんを新たに募集するのですが、6 畳一間 1 階にある部屋を提供頂いて、例えば犬や猫がいないとか、諸々のかなり厳しい条件を課せさせて頂いております。子どもに事故が起きていないところは、まさにそこにあるのだろうと思っています。一方で、ご承知のことかもしれませんが、厚労省のほうで、市川の家庭保育事業というのは、今回制度の中で相当意識して制度設計されているというところがあります。これは保育員さんについても認定の資格をとって頂くというモデルにもなっていたりするのですが、かなり大変です。実習などもありますので。そういうことも超えて保育員さんになろうという方は残念ながら、今年手を挙げた方がお一人いらしたのですが、やはりやめますということまで

ご辞退されました。ということで保育員さんが増えていないという状況がありますので、市川市としてこれが発展的に伸びていく可能性は非常に小さいだろうとみています。あくまでも公的な保育園を補完する役割で行かざるを得ないのかなというところが一つあります。

それから居宅訪問の事業については、特別なビジョンを市川は持っていませんけれども、昨今ベビーシッターの事故ですとか、こういったことを考えると、今の家庭保育員制度以上に安全性を確保しなければいけないだろうということで、数字の中では今のところ見ていないという想定になっています。それから事業所内保育所については、どこで事業所内保育所をやっているのかというのは、私ども正直全部捕捉しきれていないと思っております。ですからこの辺は経済部とも連携をしながらアナウンスをしようと、公的な支援が受けられる訳ですから、こういったところを PR して、できればそういう枠組みで増えていこうという想定をしているところでございます。

続いて病児保育のご質問を頂きました。病児・病後児ということで、体調不良型なんかも含めて制度としてはありますけれども、市川の場合は今のところ病後児という形になっております。やはりこれは看護師が必置でございますのと、それから医療機関のほうで理解がないと、病気の時の保育、これは非常にリスクが大きいですから、その辺は医療機関と連携をせざるを得ないだろうと考えております。私どもとしては今後、国の制度がもう少し明確になったところで、しかるべき医療機関、医師会を通じてなのかもしれませんけれども、そういうアナウンスをして間口を広げるよう要請をして参りたいと考えております。以上です。

高尾会長： はい、利用者支援事業は。

事務局： はい、2点です。4ページ、5ページの2号認定幼稚園のところと、利用者支援のところ。まず、4ページ・5ページの2号認定幼稚園についてです。今回国の支給認定という考え方で1号認定、幼稚園に通うような長時間保育が必要のない子と、2号認定、3歳以上で保育の必要な子、3号認定、3歳未満で保育が必要な子という区分に分かれました。基本的に2号認定、3歳以上で保育が必要な子というのは、保育園か認定こども園で保育をするということが原則です。ただ今回、国のほうで2号認定幼稚園というふうに設けたのは、両親共働きで保育の必要性はあるけれども、幼稚園を現に利用している方がいるというところに配慮されて国が設けた設定区分です。この2号認定幼稚園に対して、行政はどのような対応をとるべきか、ということについては、先ほど課長のほうから説明申し上げた通り、幼稚園が認定こども園に移行してもらうことが原則で、ただ幼稚園で例えば預かり保育を実施してもらったりして、対応してもかまいませんよという扱いです。ここが1号認定で幼稚園として確

保したり、2号認定で認定こども園として確保したりしてちょっと複雑な要因になってしまっています。例えば幼稚園が認定こども園に移行してこのニーズを満たすという時に、新しく面積を増やして定員を増やすということも考えられるのですけれども、基本的にはやはり幼稚園の空き教室とかを利用して、幼稚園の定員を保育の必要性のある2号認定の定員のところに変えてくるという考え方が一般的だと思いますので、数字の調整をして複雑になっているというところでございます。

子育て支援課長：最後に利用者支援についてお答えいたします。前回の会議でも利用者支援については2箇所という箇所数は少ないということでご意見を頂いたのですけれども、前回お話をしました通り、まず市川市の利用者支援というのをしっかりと確立させて頂きたいということでお願いしております。今回の子育てナビの利用者延人数ですが、この1500人というのは現在の利用者の方から推計している数で、この人数を利用可能な人数というように考えております。現在子育てナビのナビゲーターは4人おまして、この数を十分に達成できると考えております。また出張子育てナビにつきましては、イベント、あるいは前回お話をしました通り、子ども園等の定期的な開催ということも含めてこちらの人数を設定させて頂きました。以上でございます。

高尾会長：幸前委員さん、よろしいですか。他にご意見ありますでしょうか。吉原委員さん、よろしいですか。はい、村上委員さん。

村上委員：村上です。この確保方策の表記の仕方が3パターンある中で、2の実施体系の10、11、12のところをもう少し詳しく説明して頂きたいです。他は数値目標的なものがあつたのですけれども、これは確保方策としか書いていないので、もう少し掘り下げてお伺いしたいのと、特に数字でよくわからないのが、この後、次の次第の話になってくると思うのですが、母子手帳の交付の数と乳児家庭の全戸訪問事業の数はかなり差があるという状況と、11の妊婦健診を14回開催するとしたら、だいたい4000人3000後半くらいの方が妊婦健診を受けているのではないかということで、なぜ10の乳幼児全戸訪問事業がこれだけ数が少なくなってしまうのかと、その差がどういった計算なのかということが見ていてわかりません。ここは実際乳児訪問ですとか、妊婦健診を受けないで駆け込み妊娠される方も中にはいっぱいいらっしゃる訳ですよ。それで乳幼児訪問がうまくいなくて、へたをしたら児童虐待に繋がってしまうところもあつたりするので、ここをもう少し詳しく聞きたいです。実際の量の見込みに対してどれくらい乳幼児全戸訪問の人数が回れているのか、それに対して、漏れてしまっているような人達に対して、何か施策のようなものはあるのかどうかというのを、次の次第、進行管理事

業にも繋がってくると思いますけれども、もう少し詳しく教えてください。

高尾会長： それでは事務局のほうでお願いいたします。

保健センター健康支援課： 健康支援課の五十嵐と言います。よろしくお願ひいたします。まず乳児全戸訪問の数と、母子健康手帳の発行数のずいぶん大きな違いというところでご指摘がありましたけれども、母子健康手帳は妊娠届出書の数そのものにつまましての数字になってきますけれども、その後具体的な原因まではなんとも言えないところですが、流産とか死産とかそれから転出・転入の方もありますけれども、そういう兼ね合いがありまして、実際出産をするという方は、妊娠届出書の数に比べるとずいぶん減ってきているように思われます。母子健康手帳の発行数が、ちょっと前のものでここに数字は出てはいませんが、平成24年度が4787件となっているのですけれども、それだけ比べましても1000以上数字が違うというのがここでおわかりになるかと思ひます。

そして赤ちゃんの訪問の割合ですけれども、赤ちゃん訪問ですが、具体的な数字が準備できなくて大変恐縮ですが、概ね8割程度、出産数に対しまして概ね8割程度のお子さんを訪問させて頂いています。これにつまましては、赤ちゃんが生まれましたら、出生連絡票というハガキを保健センターのほうに送って頂きまして、それについて訪問しているのと、それプラス、ハガキを何らかの理由で送って来なかった方達につまましては、お子さんが2か月になる時に、住民票と出生届のほうから今度は赤ちゃん訪問した人をどんどん抜いていって、2か月の時点で台帳をこちらのほうも整備いたしまして、3か月になる前までに必ず訪問させてもらっているという状態です。ですので、おうちのほうには里帰り等でないようなおうちもあるかと思ひますけれども、おうちのほうには確実に1回は訪問させて頂いています。ただそれでも、訪問してもいないとか、連絡がとれないという家庭がありまして、それから先ほどお話しした通り里帰りの方が結構市川市にはいらっしゃるしまして、3か月までには会えなくても、3か月を過ぎた後に会えた、それからここには書いてありませんが、4か月の赤ちゃん講座とか、それから3か月の時点では保健推進員が地域の中に130人くらいいるのですけれども、その方達にお願いして、さらにまた訪問をしてもらっているような形で、乳児期の前半にかなり多くの網を作って、なるべく多くの赤ちゃんとお母さん達に会っていこうというふうに保健センターでは今活動しているところです。

村上委員： それでは表記としては、一応乳児全戸訪問事業と書いてあるので、量の見込みは出産された児童数になるのではないかと思ひますけれども、これは実施された人数という表記なのではないでしょうか。

保健センター健康支援課： そうですね、実施した人数になってきます。

村 上 委 員： それではちょっと聞きますが、全戸訪問事業というのであれば、量の見込みは、出産数になるのではないかと思うのですけれども、みなさんそう思いませんか。それに対してどれだけできたかできないかの話だと思うのですけれども。じゃないと実態が分からなくなってしまう気がします。事業としては全戸訪問としているので、色々な形で1か月に行けなかったとしても今言ったような形で何かしらケアされているという形がここに出てくるのだったらいいですけれども、ちょっとわかりにくいかと。

保健センター健康支援課： ありがとうございます。

高 尾 会 長： 表記の仕方ですかね。

村 上 委 員： そうですね。

高 尾 会 長： よろしいですか。他にありますか。はい、山下委員さん。

山 下 委 員： 山下です。先ほど幸前委員さんからご指摘があった利用者支援事業の人数ですけれども、人数を出して頂いてありがとうございます。これだと1箇所、1人のナビゲーターが1.5人という、すごい数字だなと思って、普通の企業だとこんな相談だと多分続かないのではないかと思うような人数を、当たり前のようにこの数字に出していることにちょっとびっくりしたというか、確保方策というのは、現状ではなく目標数値だと思うので、これを目標としておくというのはこの事業が成り立たないということの意味しているのではないかというふうに感じました。

私の周りのお母さん達に子育てナビのことを聞いても、やはり知っている人がほとんどいないということで、これはこれから改善が必要なのではないかと思えます。一方でこの乳児訪問というのは、各家庭に赤ちゃんの時に訪問してくれるというのはすごくありがたくて助かると思いますが、子育てナビというのは対象が赤ちゃんというよりも、もうちょっとライフプランをということで1歳、2歳とかもっと上5歳とか、そういう方達だとナビのほうに相談に来られるだろうという意識なのかも知れませんが、そんなに積極的に相談をしに行くという人は、私の周りにはそんなにはっきり言っていません。ただ、ちょっとした時に相談したいというのはすごくあると思うので、どちらかといつてこの出張子育てナビのほうで、色々な所に積極的に力を入れていってもらえたら私はうれしいと思っています。

例えば児童館で子どもを遊ばせている時に、児童館の職員の方に相談をしたくても、児童館の職員の方って積極的には相談には関わってくれないというか、私のほうから聞いたら答えてくれるけれど、基本的に母親が子どもの面倒を見るということで、児童館に行っても相談をするということが、そんなに気軽にできないと私は思っています。ですので、例えば先ほど認定こども園に出張するみたいなお話をおっしゃっていたかもしれないですけども、もっと児童館に出張子育てナビで出向いて頂いて、私は今日相談員ですみたいな形で、どんどん相談してくださいとかそういう形のほうが、もっとお母さん達に広まって行って、あそこの児童館だと相談できる人がいるよとか、行ってみればとか、そういう形になるような気がするので、もうちょっと子育てナビについては色々考えていけたらいいかなと思います。以上です。

高尾会長： はい、では事務局のほうで。

子育て支援課長： 子育て支援課です。子育てナビについては、今、山下さんがおっしゃって頂いたようなことを、私のほうとしては説明させて頂いたかなと思っています。児童館、こども館というふうに市川では言っているのですが、こども館に定期的開催できるような形で今後やっていきたいなということと、それから1500人、これは実のベースで計算しているもので、決して不可能な数ではございません。実際今、子育てナビについてはアクスのほうでは一日3～5人くらい相談に来ていますし、2箇所ありますので、行徳のほうがもう少し人数的には多いと聞いておりますので、合わせると毎日10人以上の方が相談に来られているということになりますので、この数字は不可能な数字ではないのかなと思っています。また、確かにまだ始めたばかりの事業ですので、周知のほうが十分に行き渡っていないというところがありますので、色々な場面で子育てナビについては周知をして、多くの方に利用して頂きたいと考えております。以上でございます。

高尾会長： よろしいですか。

山下委員： 補足というか、みんなからの声としては、何をやっているの？他の相談窓口といったい何が違うの？というところが非常に疑問だということなので、そこを明確にして頂けたらと思います。

高尾会長： まあ、始まったばかりで、これから具体的に広報していきだろということですのでよろしいですか。他にご意見ございませんか。はい、幸前委員さん。

幸前委員： 幸前です。先ほどの村上委員さんのお話で、私も同感したので一言述べさせて頂きたいのですが、保育園・幼稚園のあたりは、今までのニーズから人数を割って見込みを計算しているのだと思いますけれども、後ろのほうになると、ほとんど年間延利用者数ベースでとなるのですけれども、利用者数ベースというのとニーズというのはまた違う世界じゃないかと思います。それでも子育て短期支援事業は一日 1 人迎えられただけの予算を組んであるということで 365 人、それで実際これくらいの人数の利用かなということで、それはわかりますけれども、例えば地域子育て支援拠点、もしやるのなら、例えば北部にだいたいどのくらいの人数的なお子さんが、0 歳～未就園児、実際保育園に入っている人数を減らして家庭で子育てしている人達を 3 箇所割ったらいきたいだけの人数が来てほしいというところの人数を出すのが普通かと思うのですけれども、それでいくと先ほどの乳児全戸訪問となっていた、27 年度出産人数が何人くらいだから、一応量の見込みは出産予定人数を書いておくのが量の見込みかなと思いますし、その辺が、現在の利用者数ベースでというところが、たぶん私も村上委員さんも同じだと思うのですけれども、何かの理由で来られない人というのが数値に入っていないという状況になっているというところに少し違和感がありました。

高尾会長： はい、では事務局のほうで。

事務局： 事務局です。8 ページの地域子育て支援拠点事業のこの数値の見方ですけれども、量の見込み自体は 5 月と 6 月の審議の中で、ニーズ調査で出した数値に対して、どうやって補正をかけていくかという形で出した、その数値がこの量の見込みに入っている。例えば北部で言うと、4 万 7028 人から始まっている数字です。ですので、ここはあくまで市民のニーズを表している数字になります。それに対して確保方策で記載しているのは、そのニーズを受け入れるだけの施設の余力があるかどうかというところです。今回は確保方策として、国では箇所数だけ記載するだけでいいよというような形で手引きには書いてありますけれども、それだけではわかりにくいと思ったため、部屋の面積等を考えて、どのくらいの人数的を受け入れられるかを今回確保方策のほうで数値を書いたところです。

高尾会長： それはいいと思うのですが、そうすると 10 ページのほうの例えば(10)の乳幼児家庭全戸訪問事業で言うと、産まれた数をやるべきではないかという意見ですよね、幸前委員さん。村上委員さんもそうですよね。それについてはだいたい 8 割程度で量の見込みを出しているというところに違和感があるという意見ですよね。それについて事務局ではどうですかという。

保健センター健康支援課： 保健センターの五十嵐です。ここに、年間延利用者数ベースと書いてありまして、先ほどお話ししました通り、実際会える可能性が高いというか、どうしても会えない方とか居所不明の話もあるかもしれませんが、こういうこともあるので今までこのように書かせて頂いていて、出生数、ここ何年か、平成 20 年度からこの事業を行ってきておりまして、どうしても会えない、全戸とは書いてありますけれども、訪問はもちろんしますけれども会えないという人達が何人かいるというところで、この数値をおそらくずっとあげてきているところだと思います。ただご指摘がありました通り、実際関わっていない人達に対して、どのように明確にするかとか、対応を考えていくことをこの中で明らかにしていくと。方向性があるとしたら、ご指摘の通りそのような数値の出し方もありかなとちょっと今思っているところです。私たちの気持ち的にはもちろん全員に会って行って、育児支援、子育て支援をしていきたいというところですが、転出入があったり、里帰りが長かったりとかで実際かなり難しいところもあるのですけれども、全戸とうたっている以上はやはりそれが必要なのかなと思います。そこについては今すぐの回答が難しいので、大変申し訳ありませんが再度検討させて頂きまして今後に向けていきたいと考えております。

高尾会長： 幸前委員さん、村上委員さんの意見は、要は会えないということに問題が隠れているのではという、例えば虐待とかいうようなことがあっては困るということで、全戸を量の見込みとして示すということが望ましいということですね。

村上委員： はい。事業の性質として、他の、例えば地域子育て支援拠点事業とかは子育てをしている親御さんが来るほうの事業ですけれども、これは市が訪問する事業なので、利用者ベースという考え方はちょっと違うと重めます。だから行政が全部をやらなくてはいけない事業なので、それを利用した数で考えるのは、他の事業と考え方が全然違うものだと思います。だから量の見込みではなくて行政として全戸訪問しなくてはならないものなので、量は決まっているものだと思います。ですので、その考え方でいってほしいなと思うのと、先ほど幸前さんがおっしゃっていた、地域子育て支援拠点事業で、やはり箇所数で考えると北部のあの広さで 3 箇所で行ける人達がどれだけいるのかなというのが幸前委員さんとかは気にされているのかなと思います。近くないと行けない、乳幼児連れて、北部だと交通網も難しかったりするところに現状の拠点しかなくて行けない人達がここだと拾いきれていないところがきっと幸前委員さんは気にされているのかなと思うのですけれども。中部・南部の 1 箇所あたりの受け皿の人数が北部とだいぶ違っているのと、エリア的なもので、実はもっと近場にあれば行ける人達をどう拾っていけるのかなということ

ろを、私も幸前さんも気にされているのかなと思いました。

高尾会長： 今、委員の方から指摘があった点については、事務局のほうで後ほど対応をお願いしたいと思います。

それでは今のことに关しましてはよろしいですか。他にご意見がなければ次に行きたいと思います。では佐藤委員さん。

佐藤委員： 佐藤です。今のこととはまた別ですけれども、一つ質問で、私立幼稚園32園が認定こども園に移行するとか、そういったことになっていきますけれども、公立の幼稚園というのは2年保育を3年保育にするとかそういった計画はないということでした。公立の幼稚園は現状のままの体制で、例えば働くための時間外保育とか、そういうものは今やられているのでしょうか、それともそういったことはもう全く公立はスタイルを変えずに、という形なののでしょうか。

高尾会長： では事務局のほうでお願いいたします。

教育政策課長： 教育政策課長でございます。公立幼稚園のこども園化の方向性というお尋ねかと思うのですが、今ちょうどこの会議にかけております新制度につきましては、そもそも就学前のお子さんについては、いわゆるサービスを一本化していくというか、同じ制度の中でやっていこうという、そういう大きな制度改正でございます。その中で公立幼稚園は今後どうするのかということでございますけれども、今現在私ども公立幼稚園につきまして決定している方針というのは、基幹園を3つ残して、後は順次、基本的には整理をしていくと、そういう方針を持っております。ただ、今後につきましては、先ほど申し上げましたとおり新しい制度の中で、いわゆる就学前のお子さんについてのサービスということで保育所とか、子ども園化とかそういった全体の中で考えていくべきだろうと考えておまして、今こちらの部分につきましては最終的な決定等には至っておりません。以上でございます。

高尾会長： よろしいですか。

佐藤委員： 平等なサービスということで、結局公立幼稚園の近くには、私立幼稚園がない場所ということなので、公立幼稚園に通うお母様お子様も、色々な面でサービスというか、受けられるようになればいいかなと思って質問しました。以上です。

高尾会長： それでは時間の関係もありますので、次へ行きたいと思います。

続きまして次第の5です。「子ども・子育て支援事業計画における「進

行管理事業」について」です。事務局より説明をお願いいたします。

子育て支援課長：(資料 3「子ども・子育て支援事業計画における「進行管理事業」について」、資料 3-1「施策の方向ポイント文章案(施策の方向 7)」にもとづき説明)

高尾会長：それではただ今事務局より説明のありました件につきまして、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。はい、幸前委員さん。

幸前委員：幸前です。「子どもの権利保障のための取組の充実」、最初のページを見たときにちょっと愕然としたのですけれども、たぶん以前にも私はこのリーフレットの配布というのが本当に啓発事業になるのかと疑問に思っています、ちょっと触れたかと思えます。私の表現の仕方が悪かったのか、それとも一委員の言うことは適当に流してっていうふうに思われたのか、またそれでもリーフレットの配布、しかも今回、「事業の効果判定が困難であるため」という根拠までつけてこれを上げていることにものすごく疑問を感じました。

実際問題、まず子どもの権利保障という段階で、みなさんどういふことかわかりますでしょうか。私なんか難しくてなかなかわからない、かなりの勉強を重ねていかないと子どもの権利保障というのがどういふことを表すのか、というのがわからないと思います。そこでリーフレットをばらまいて、みなさんわかるのでしょうか。それで本当に啓発事業になるのでしょうか。

その辺を考えると、実は昨年度、教育委員会社会教育課さんが国から補助をもらって公民館を拠点とした支援者養成講座みたいなものをやりまして、そこでアイデアをこちらからいくつか提供した中で、中央公民館を拠点とした講座ということで、この子どもの権利保障、子どもの権利に関するテーマの講座をしました。その時の参加者が 20 組前後いたのですけれども、6 回講座で、かなりみなさんすごくよくわかったと、本当に子どもの権利の保障とか子どもの協働参画というのがどういふことかというのが実感して講座を終えることができ、その方達が最後の感想で、地域でみなさんがそれぞれ活動しているので、そこで役立てていきますっていう感想を言われていた。やはりリーフレット 4 万枚配るよりも、そういう講座を 1 回やるだけのほうがよほど価値を上げられると思います。そういう意味で私はちょっとここについて触れたつもりだったので、そこが全然伝わってなかったということは、私達がいくら何かを言っても、こういう計画は全く変わらないのかなという感想です。

もう一点、その下のこども実行委員会設置事業、これについても、たぶんこども館の主催するイベントや行事を作り上げていくと、全く子どもを馬鹿にしているのではないかというイメージを私は持ちました。今

の子ども達って小学校でも中学校でもイベントだとかフェスティバルだとか企画をすごくいい形でやっていて、地域の事業とかサークルに参加してイベントを作っていくすごく能力があるのに、わざわざ市が小学校とかそれぞれの地域で活躍している子ども達を集めて、こども館のイベントの企画を、しかも市川はたぶんつくるのでなくて、このイベントに対するアイデアを出してくださいみたいなお膳立てをされたところにちょっと参加をしてというのが、子ども自身を馬鹿にしているのか、それともそこまで市川の思いが、それ以上の思いが至らないのかどちらかなと思ったのですが、実際、子ども実行委員会設置事業とするのだったら、この子ども・子育て会議の子どもバージョンを作るとか、それくらいのレベルを市川市としてはやって頂きたい。以前紹介したかどうかわかりませんが、立川市では子ども委員会というのが実際にあって、大人の会議と連携しながら意見を取り入れていくという事例もあるので、決して無理なことではないと思います。そのレベルのことこそ、市川市が率先してやって頂きたいなと思って。それが無理なら、NPOさんのほうでミニいちかわというのをここ10年くらいやってきていますけど、子ども達で市川市の小さいバージョンを作るといってイベントをやっているのですが、そこに参加している子ども達というのは、本当にレベルの高いいい街を実際作っている。NPOでそういう活動があるのだから、市川市のほうでレベルの高い事業ができないのなら、そういうところに補助を出すとかそういう方向性というのはないのでしょうか。こういう場で色々な意見を言っても、全然活用されないのだったらあまり意見を言っても無駄かなと思ったのが今回の感想です。

高尾会長： まあ、意見が通らないとか意見を言っても無駄だとかいうことではなくて、どんどん意見は言ってもらいたいと思うのですが、それが具体化されるかどうかはちょっと別の問題です。それからもう一つ、子どもを別に馬鹿にしている訳ではなくて、効果の検証というのをしていかないと、その効果は見えないと思いますので、決して馬鹿にして何かをやるとかいうことでは決してないということをご理解頂きたいと思います。

それでは今回のことも含めて、子どもの権利保障に関する啓発事業とその下の子ども実行委員会設置事業については、どういう考えをお持ちですか。お願いいたします。

事務局： 事務局です。幸前委員からたびたびご意見を頂いていたのに、修正になっておらず、説明が足りなかったのかなというところもあるのですが、この件につきましてはもう一度持ち帰らせて頂いて、次回修正する余地は残っております。だからこそ審議をしていますので、持ち帰らせて頂いて検討させて頂きたいと思います。

高尾会長： それでは、2つとも、子ども実行委員会のほうも。もう一度検討頂きたいと思います。他にご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ徳安委員。

徳安委員： 今回の2点を持ち帰り審議ということですが、こちらの委員から出た意見以外に、アイデアがある方が大勢いらっしゃると思います。今のミニいちかわを開催している団体もそうですし、1番の子どもの権利保障事業につきましても、実際に私もこれはとても難しいと思って、機会がありましたので、民間団体の方でこの権利条約を読み込む会を、勉強会をされている時がありましたので参加しました。そういうことを利用するためには、色々な方の意見を取り入れられるから必要かなと思います。1番につきましては対象を限って勉強会を行うとか、家庭教育学級を使うとか、そういう色々な意見が、この場だけではなくて、たくさんあると思いますので、そういう意見を集められる場を是非検討頂きたいと思います。

高尾会長： 徳安委員さんの意見も踏まえて、事務局のほうで検討して頂くということになると思います。他にご意見ありますか。はい、村上委員さん。

村上委員： 先ほどの話の中で、父子手帳が廃止になるというお話が出ました。母子手帳のほうに父親と子どものことについて少し記載が増えるのという話でしたけれども、今、私が父親支援の活動をしている中で、父子手帳を発行するというのが色々な自治体の流れです。かなり発行がブームではあります。なぜかという、母子健康手帳という表記で、父親がどれだけ見るのか、そこに父親のことが書いてあったとしても当事者意識として父親が見るのかということが甚だ疑問ですし、なかなか手にとって見ないところもあります。

父親の育児参画の流れが来ていて、国を挙げて父親の育児参画を推進している中で、なぜ市川市は廃止という方向に行ってしまうのかというのが非常に疑問です。予算的なものとかも色々あるのかもしれませんが、冊子を発行するにしろ、電子版に移行するにしろ、形としては何か残しておくべきだと思いますし、時代に逆行している感は非常にあります。よその自治体等は推進しているところが非常に多いので、是非市川市は廃止の方向に行かないで頂きたいというのが一点です。

それから、市川市でも父子家庭の支援をされていますけれども、今、国のほうでも、父子家庭・母子家庭の色々なお金が出るものが、母子父子の、実は母子のほうに加算しているもの、父子に出ていなかったものが、ここ何年かで改正されてきています。やはり父子家庭も色々なニーズがあります。なので、ここも踏まえたうえで、後半に出てくるような色々な支援が、「母子」と書いてあるところを「ひとり親家庭」という表記にして頂きたいと思います。「自立支援事業」ですとか、「母子家庭自

立支援」とか「ひとり親の自立支援」ですとか、あと最後のページですね、例えば 73 番の雇用促進奨励金のところでも「母子家庭の母等」になっているのを、「ひとり親」というふうにしてほしいと思います。父子家庭でも子育てをしながら子育てをする中で、残業ができないとか子どものために会社を休まなくてはいけなくて、正規雇用できなくてパートタイムをしている人も非常に多かったですし、ここを母子家庭だけに絞らないで頂きたいと思うのと、73 番の数値目標が、根拠の中で過去 5 年間をもとにしているとなっていてはいますが、右肩上がりが増えてきています、実績を見ると。23、24、25 年は 20 人を超えていながら、今後の目標値が減ってきているというのも、増えている中で減らされているのはちょっと疑問に思います。これは、国の方としても今、女性の活躍推進ですとか雇用促進というものをうたっている中で、市川市がこの数値を減らしているのはやはり疑問に思いますので、ここはもっと推進して行ってほしいなと思っております。

あともう一点は、先ほど子どもの権利条約の話もありましたけれども、ここは国も今子どもの貧困問題をどうにかしようというのが先週ニュースであがっておりました。貧困問題って子どもの権利や人権にも繋がってくるものだと思いますし、児童虐待にも繋がってきます。やはり貧困家庭はどうしても児童虐待に繋がってしまうことが多いですし、58、59 のところです、このあたりがずっと同じ数値目標というのが児童虐待の通報件数も非常に右肩上がりで行っている中で、この目標値が変わらないということに対しても、児童相談所等々で人員が不足していて、対処しきれない問題などがありますので、ここは是非もう少し充実させていく方向で、市川市は向かって行ってほしいと思いました。以上です。

高尾会長： それでは事務局のほうからどうですか。

子育て支援課長： 子育て支援課です。こちらの数値目標等につきましては、所管課のほうにお願いして数値目標等を作って頂いていますので、今回委員の皆様からご意見を頂いたということで、もう一度所管課のほうに検討して頂くようにお願いしたいと思います。

高尾会長： はい、吉原委員さん。

吉原委員： 次の項目ですけれども、9 ページの 38、幼稚園類似施設の園児の補助金と。先ほどの量の見込みの中で、1 号認定の中で、南部にございます類似施設 3 園が量の見込みに入っていると。これはこれでかまわないというか、量の見込みに入っているのだからその段階では申しあげなかったのですけれども、今回のこの中で、一応園児補助金という形で進行管理事業に載っていますが、この類似施設の扱いは、施設型給付には移れるのか移れ

ないのか、基本的には移れないのではないかなと思うのです。その場合に、先ほどの諮問されました私立幼稚園の保育料が適用になる。そしてその場合に各園は私学助成を受けている訳ではないので、その段階ではないですから、各3つの類似施設さんがそれぞれの保育、その場合の単価ですね、要するに補助を支出する訳ですよ。「補助金を交付します」、この根拠は進行管理事業だから、この位置づけですね、市川市がこの類似施設を新制度の中で、どういう位置づけにするのか、具体的に聞きたいのですけれども。ここの進行管理事業に載っているということは、位置づけている訳ですよ、その位置づけは、さっきの表の中には載ってこないはずですよ。私学助成でもない。施設型給付でもない。ただども一応進行管理事業として市は位置づけている訳ですよ。その辺の兼ね合いはどのような形になるのでしょうか。

高尾会長：事務局のほうで。

吉原委員：これは認可外保育施設とは違いますよね。

保育課長：保育課長です。今までの幼稚園類似施設というのは、行徳地区ですけれども、南部として3園あるのですが、あと江戸川に1園あります。それは絶対数、幼稚園に行きたい方の、公立も私立も含めて提供できなかったのです。そこに漏れた人達が行くところが無いというところで、認可にはならないけれども、幼児教育の振興ということで、幼稚園と同じくらいのレベルの教育をしていると、施設的には認可は取れないけれども、幼児教育を補完して頂いているという立場で補助金を交付するようになりましたので、今、住み分けについて新制度をにらんでいますけれども、新制度なのか幼稚園なのかというのがまだ明らかな部分ではありませんけれども、しばらくは今までみたいな形の援助をしていく必要があるかなと思っています。

吉原委員：その場合、認可外保育施設が、さっきのお話ではないですけれども、認可に移行していくような施策をやられるという。現実問題として補完するということですが、行徳地区の私立幼稚園が定員割れを起こしているのは事実です。受給者数の実数が800という数字、ここに載っていますけれども、764というのが、今の2園で消化できるかという問題になりますと、なかなか数的にはすぐに補完することはできないと思います。現実問題として、意味合いとしてはわかるのですけれども、進行管理事業になぜ入っているのかと。今後そうすると類似施設を、ずっと行政としては認めていくこととして、公立幼稚園さんなんかは、南行徳なんかはまだ定員割れを起こしていなかったかな、起こしているはずなのです。そこへ量の補完

という部分で言うと、類似施設について、そうするとこのままずっと類似施設を行政としては量の補完の役割がある意味において薄れていく傾向にありますよね。そして先ほどの量の確保の中で載っていましたよね。そうすると補助金を出す意味合いですよね、扱いがきちっとしていないのに、例えば補助金を出すから、認可を取りなさいよとかそういうものってあるのでしょうか。

保 育 課 長： 保育課長です。基本的には私立幼稚園と類似施設の違うところというのは、補助金といっても保護者に対しての補助金しか類似施設には出しておりませんから、施設としての補助金を出している訳ではないので、私立とは区別というか違いを表しているところです。量の問題ですが、当然市全体、行徳地区を見ましても数字が余分に行くわけではありませんので、当然役割というのを明らかにしていかなければいけないところではあると思いますので、数はちょっと見直さないといけないかと思っております。

高 尾 会 長： 検討課題ということで、今、市の方針をはっきりさせろと言っても難しいと思いますので。

吉 原 委 員： よくわかりました。その辺のところを是非是正していきながら、行徳地区の、行徳は公立と私立の格差が顕在して残っておりますし、類似施設の問題のところもありますので、是非公立幼稚園の格差是正と、私立とあわせて、是非前向きにご検討頂ければと思います。

高 尾 会 長： それでは先ほどから出ております、村上委員さんの指摘のような、数値目標のところの再検討といいますか、この辺をお願いしたいと思います。例えば虐待なんかでいうと、虐待は防止していく訳だから、防止策の効果が効いてくると、数は当然少なくなってくるということも考えられるということですよ。

意見をどうぞ、川副さん。

川 副 委 員： 川副です。三点あります。一つは7ページの28の「マイ保育園登録制度事業」についてお尋ねします。この数値目標が、21箇所というのは実は公立保育園だけのものとなっています。このマイ保育園というのは、妊娠中から登録をしようという非常に優れたシステムです。これを広げるつもりはあるのかどうか、私立、それから今後認定こども園等が入っ

できますので、その辺についてお聞きしたいと思います。

二点目は、子どもの最善の利益についてなんですが、基本目標の中に入っているために、どうしてもここだけが縦割りのにおいがふんぷんして、非常にもったいない考え方だと思いますが、本当は理念の中に入って、全ての事業にかかってくる内容なので。私どもが条約として十何年前に国と市で批准していますので、市川は最善の利益を尊重するという、それはなぜかという、子どもの育ちを本当に見守っていくという、そのことを基本的に持っているのではないかなと思っているのです。それを最善の利益を実現するためには、各事業がそこら辺をどういうふう具体的に意識をしてやっているのかという、いわば行政側から、そこら辺のチェックリストではないのですが、作成するという、全てのことに関わってくるという意識を持つということが可能なかどうか、それが二点目です。

それから三点目ですが、基本的にこの進行管理事業の一覧が、行政の各課から新しい事業の提案が見えないということを感じるのですが、その点はなぜそういうふうになっているのか、国ではかなり色々なメニューを上げていますが、市川は今後、今はこういう状態だけど、3年後は見直していきたいとか、大幅に変わってもひそかに実は新しい事業を考えようとしているのかその辺をお尋ねしたいと思います。市川の姿勢がどういう姿勢にあるのかということをお尋ねしたいと思います。

高尾会長： はい、それでは事務局のほうで三点、お願いいたします。まず、一点目から、マイ保育園登録制度。

保育施設課長： 保育施設課長です。マイ保育園が公立保育園でやっているというのはご案内の通りです。以前川副先生からお褒め頂いたこともありますし、民間保育園で子育て支援事業とかですね、こういったものに取り組んでいる中で、公立保育園は平成の半ばまでやってこなかったものですから、こういうこともあって、こういう取り組みをして、毎日のように、登録をしましたという報告があがってきます。利用者からの声も肯定的なものが非常に多いので、これは発展できればいいかなと。一方で、キャパシティとして1園20名程度ということ想定しておりますけれども、これはあくまでも保育園ですから保育士中心の中でやりくりできる範囲ということで一応こういう枠組みを持っていますが、これを実際に今後拡大していく中で、どこまでいけるかというのは、保育園の園長等とも検討していきたいと思っています。それから民間保育園でこれをどうだというお

話を頂きました。これは全く今まで私ども想定したことのないお話で、こういうものを地域の資源として使っていくということを考えれば、非常に面白い試みかなと思いますので、その辺はまた改めて検討していきたいと思います。以上です。

高尾会長： それでは子どもの権利を全体にということについてはどうですか。

事務局： 事務局です。この事業計画がかなり広範囲に及んでいて、関わっている課も多いので、周知していくことは大変な状況ではあるのですが、この子ども・子育て会議の中でも子どもの最善の利益ということはテーマとして何度も頂いているところですので、例えばこれから毎年進捗管理をしていく時とかに、折に触れてこの点についてはきちんと周知徹底を図っていききたいと思います。あと、新規事業が少ないという点についてなんですけれども、全く新規事業を出さないようにしようという、そういうような姿勢であることではないです。ただ、財政状況が厳しいということも事実です。厳しい財政状況の中で新しい事業、有効な施策というのが各課のほうであがってくれば、それはもちろん 29 年度の間見直しの際でものせていくことは可能性としてはあると思います。今回の資料の中でどれが新規事業なのかというところを明記していませんので、これについては次回には、新規がどれかというのはもうちょっと分かり易く示したいと思います。

高尾会長： はい。それでは今日委員の皆様方から色々な意見が出ました。数値目標等についても検討するという箇所が何箇所か出ました。事務局より対応をお願いしたいと思います。できれば次回の会議でお示し頂ければと思います。

他にご意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

橋本委員： すみません、お願いですが。

高尾会長： はい、どうぞ。

橋本委員： 民生委員の橋本です。お願いなのですが、進行管理事業、大変多岐にわたっております。これの担当がそれぞれこども部のどこなのかとか、例えば、「子どもの居場所作り事業ビーイング」というのは、私がかかっているのですが、これは教育委員会の青少年育成課です。「放課後保

育クラブ」は、青少年育成課から委託されて社会福祉協議会が担当しているという、それぞれの箇所がわかると、私達もこれを読み取るのが非常に楽になりますので、それを入れて頂けると助かります。

高尾会長： はい、それでは事務局のほうで対応をお願いしたいと思います。

それでは時間の関係もありますので、これにて平成26年度第3回市川市子ども・子育て会議を終了いたします。

【午後4時20分閉会】

平成26年7月14日

市川市子ども・子育て会議会長 高尾 公矢

